

豊前に於ける新羅系古瓦とその意義：九州発見朝鮮系古瓦の研究（一）

Oda, Fujio

<https://doi.org/10.15017/2331270>

出版情報：史淵. 85, pp.109-139, 1961-05-25. 九州大学文学部
バージョン：
権利関係：



豊前に於ける新羅系古瓦とその意義

——九州発見朝鮮系古瓦の研究 (一) ——

小田 富士雄

一、緒言

我が北九州の地は先史以来たえず朝鮮半島と文化交流を保つており、特に南鮮地方は地理的にも接近している、直接中国文化受容の中継的役割を果して来た。六世紀中葉、仏教伝来して寺院の建立が流行するや、屋上に葺く瓦製造の技術も当初は先進的な彼の地の工人に仰がねばならなかつた。特に北九州にあつては他地域とは異なる半島系古瓦の使用をみた。乃ち今日までに新羅、百濟、高句麗三国の意匠をもつ瓦当文様の存在することが知られている。本稿では殆んど豊前地方に限られた分布を示している特異な新羅系古瓦をえらんで、その歴史的な性質を追求してみようと思う。

二、新羅系古瓦の実例とその遺跡

新羅系古瓦を出土する遺跡は宇佐郡虚空蔵寺、築上郡垂水廢寺、同郡友枝瓦窯址、京都郡豊前国分寺、同郡樺市廢寺、田川郡天台寺、同郡天台寺瓦窯址の五廢寺址と二瓦窯址である。更に関連遺跡として筑前嘉穂郡大分廢寺を加えておく。

(1) 虚空蔵寺 (宇佐郡駅川村山本所在) 宇佐平野の中央を貫流して周防灘に注ぐ駅館川の西側、平野部の南端に

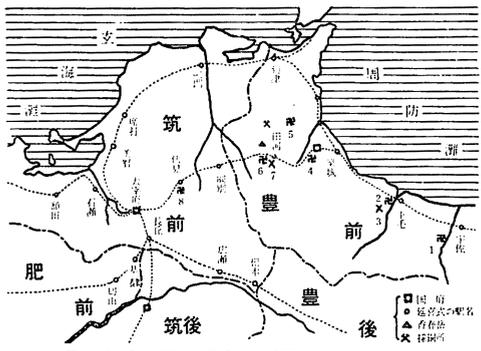
在る。寺址は水田化しているが、三十三平方、高さ三尺の塔址土段が現存する。段上には径二尺、深さ四寸の枿穴

ある心礎をめぐつて十五個の礎石がある。昭和二十九年、石田茂作博士、賀川光夫氏等によつて発掘され筆者も参加した。塔一辺の間取りは中央間六尺七寸、両脇間五尺七寸であつて、高さ八丈に及ぶ三重塔と推定される。⁽¹⁾ 金堂址は塔の東に推定され、一応法隆寺式伽藍配置が考えられている。遺物は九州では最古式に属する法隆寺系忍冬文字瓦を主体とし、⁽²⁾ 磚仏六十余片を出土した点も注目される。⁽³⁾ 創建年代は白鳳後期に比定される。これら遺物に混つて新羅系の雄健な連続波状唐草文字瓦の破片が若干ある。文様は後述する田川郡天台寺のものと同じ種に属する。瓦当面の幅、長さ、断面等全く伴出の法隆系宇瓦と等しく、文様を異にするだけであるから、両者は併用されたと考えてよい。(第3図1参照)

(2) 垂水廃寺(築上郡新吉富村垂水所在)

福岡、大分県境を流れる山国川の下流域で、友枝川との合流点の西側丘陵に在る。遺跡は垂水部落内にあるため人家が密集していて寺域を明確にするのは困難である。礎石の埋没せるとの所伝ある地点や、古瓦の発見がある。昭和四年七月の発見以来、特異な瓦当文様が識者の注目をひいて来た。

本稿で扱う新羅系瓦当資料のほかにも素弁八葉鏡瓦、一重弧文字瓦が共伴している。新羅系資料は鏡瓦、宇瓦各一種で組をなすものと考えられる。⁽⁴⁾ 前者は複弁八葉蓮華文で一段高い周縁上に渦状文をめぐらす。後者は瓦当面に流麗な扁行唐草文を配し、下顎に宝相華文をあらわした団華状花文二個を併列し、四隅及び中央部に覗唐草文を附して珠文縁をめぐらす。このために、顎の奥行巾は六寸に及び、この部分が軒先に出て下から仰ぎ見られるわけである。従つて宇瓦には釘孔を設けて屋根に固定する用意がなされている。この顎面の文様は精巧で新羅一統時代の宝相華文磚を想起させること論を待たな

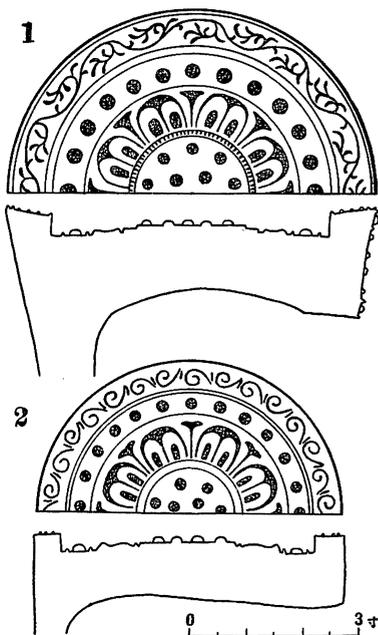


第1図 新羅系古瓦出土遺跡、分布図
 (1) 鹿野遺跡、2 垂水廃寺、3 友枝長堂、4 豊前岡宮寺
 (5) 橋田廃寺、6 天台寺、7 天台寺瓦葺、8 大分廃寺

い。(第2図2及第3図4参照)

(3)友枝瓦窯址(築上郡太平村友枝字新谷所在)

垂水廃寺の南西二軒余の山麓に在り、その発見は更に古く、大正二年の調査に始まる。⁽⁵⁾大正十一年には内務省指



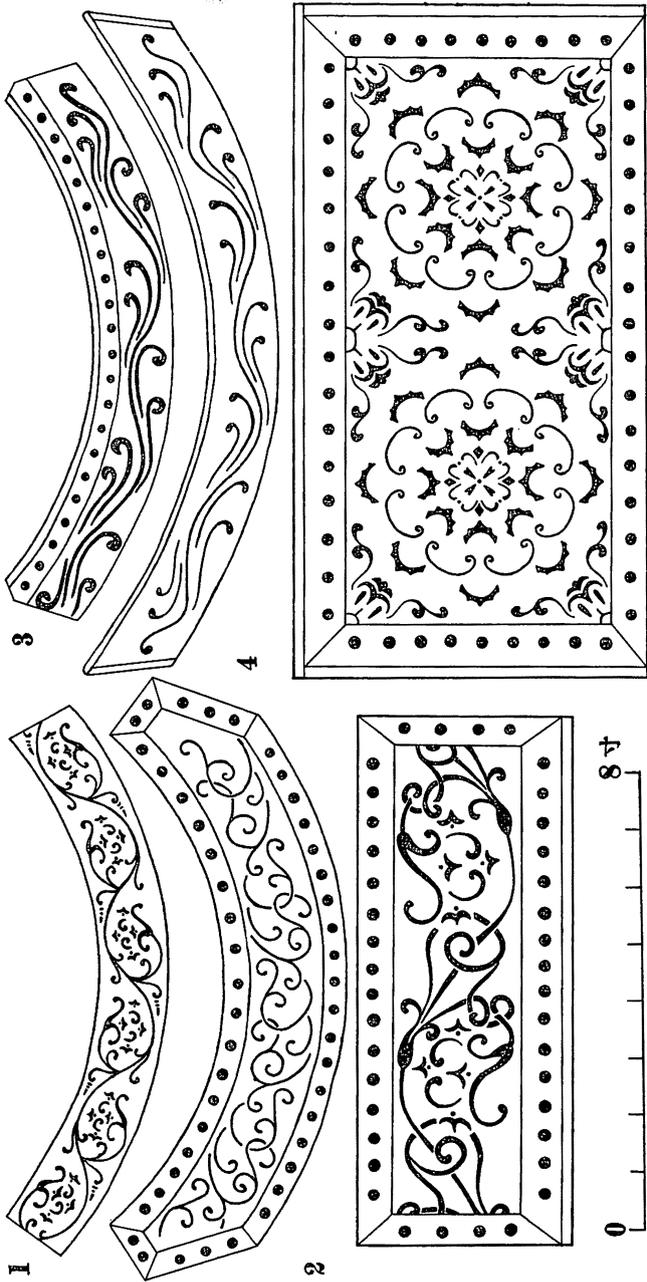
第2図 豊前発見新羅系鍍瓦文様複原図 (1.天台寺 2.垂水廃寺)

定史跡となつた。硬質砂岩の岩盤を掘りぬいてつくられた階段式登り窯である。当初は数例発見されているが、最もよく現存する一例についてみれば、焚口は円形で奥に十五段の階段を設け、全長二十六尺、巾五尺から三尺に次第に奥細りとなる。附近採集の古瓦は垂水廃寺の使用瓦と同一で、本窯址がその製造址であることが知られた。

(4)豊前国分寺(京都郡豊津町国分所在)

国鉄田川線豊津駅の東方一軒半ばかりの国分部落内に在る。微高地から

成る通称豊津原の東北部を占めている。伽藍は天正年間に大友宗麟の兵火にかかつて焼失し、寛文六年、小倉藩主小笠原忠真の援助によつて本堂が再建された。現在には衰微を重ねて明治二十一年建立の三重塔も将に崩壊寸前である。近世以降の復興は伽藍の旧規を全く無視しているため、遺構復原の手掛りにはならない。考古学的調査に基く報告はこれまでにいくつがあるが、⁽⁶⁾新羅系資料の発見は最近のことである。昭和二十三年十月、三重塔西隣の畑地耕作中に宇瓦一個が発掘された。狭長な瓦当面には上縁珠文帯で、下縁なく、流麗な扁行唐草文がみられる。その特徴は垂水廃寺例と共通するところが多い。瓦当上縁の両端を斜めに削り、また、無顎で瓦当部に徐々に厚みを加えるなどの製作手法にも古式を伝えている。



第3図 豊前発見新羅系宇瓦文様板瓦図(1.虚空藏寺 2.椿市庵寺 3.豊前国分寺 4.垂水庵寺)

ることが看取される。(第3図3参照)

(5) 椿市 麩寺 (行橋市椿市町福丸所在) 行橋市の北西端にあり、旧京都郡椿市村に属する。南北から迫る山塊がつくる狭長な平野の最奥、平尾台の山麓に位置している。現在、願光寺の境内に礎石の多くが寄せられている。昭和二十七年第一回の踏査を行った際に新羅系文様をもつ字瓦を採集したのがはじまりで、昭和三十一年八月、遺跡の測量を行った。

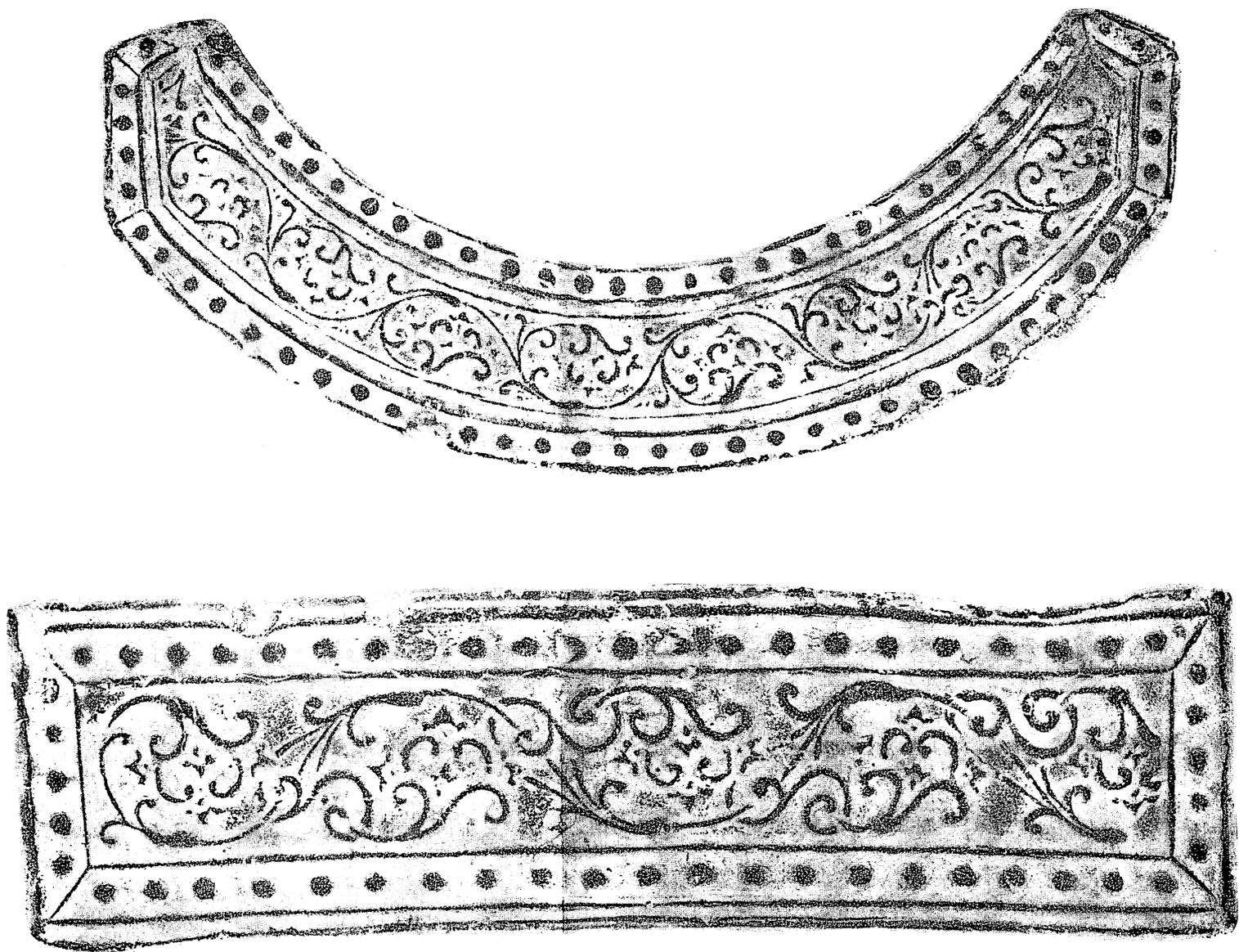
現在する遺構は講堂址に相当すると考えられ、この上に本堂及び庫裡が在るが、原位置のままにある四個の礎石から少く共間口七十尺以上の南面せる平面をもつていたことが知られた。この南北線は正北より六度東に振れていて、本伽藍南北主軸線に当ると思われる。この南方約三十尺をへだてて配列された礎石群が在つたと伝えられ、更にその南方約百三十尺の地点に塔心礎が在つたと云う。講堂の南に金堂、塔が一直線上に並ぶ四天王寺式類似の配置が想定されるようで、極めて注意をひく遺跡である。測量調査の結果、寺域は少く共一町半四方と推定された。境内には塔心礎、柱座ある礎石がみられる。塔心礎は花崗岩の巨石を用い、径二尺二寸の円形柄穴があり、深さは四寸五分である。柄穴の一箇所から外方に一条の溝が切つてある。出土古瓦は前述垂水麩寺例と相似た素弁八葉鏡瓦、一重弧文字瓦があり、新羅系字瓦は右端の破片二例がある。これは連続波状唐草文を瓦当面と顎に配したもので、虚空蔵寺や後述の天台寺の例に近いものである。(第3図2参照)

(6) 天台寺 (田川市鎮西町上伊田鎮西公園所在) 国鉄田川線勾金駅の南西、県立田川高校の南側に道路からの比高二乃至三米の広い丘陵がある。現在は開墾され、戦時中に礎石も運び去られてしまつたが「天台寺遺跡」の石碑が残っている。この地に立てば北に香春岳の突兀たる山容が手にとる如く望まれる。寺址は東に塔、西に金堂を配する法起寺式の配置をとり、⁽⁷⁾金堂は五間に四間の平面で各間六尺八寸等間。塔は中央間六尺五寸、脇間六尺であつた。⁽⁴⁾塔心礎は径二

尺三寸の枅穴をもち、深さ二寸三分、底面壁面沿いに幅六分強、深さ三分強の溝があり、壁面の一部を切つて外方に一条の溝がつけてあつた。これからうかがえる塔の高さは九丈余で、五重塔であつたと推察される。⁽¹⁾天台寺と称される所以は、延暦年中最澄が入唐に際して香春神に渡海の平穩を祈願したところから、香春岳との関係が生じ、帰朝後、郡内に十八所の伽藍を建立して天台別院と号した。⁽⁹⁾而して天台寺はその一寺であると伝えられるからである。⁽¹⁰⁾勿論、本寺址の創建が更にさかのぼることは出土古瓦に徴しても論なく、後世の附会にすぎない。

出土古瓦は新羅系の他に百濟系、高句麗系の鍔瓦を共伴している点で注目される。新羅系資料は量も多く、創建時の主体をなすものであつて鍔瓦、宇瓦各一種は最も秀れた文様をもつている。⁽⁴⁾鍔瓦は複弁八葉で、その外側に珠文を配し、一段高い周縁には優美な連続波状唐草文をめぐらす。また側面にも、屋上に葺いた際、下から見上げた部分に同様の珠文縁ある連続波状唐草文帯を半周させている。これと組をなす宇瓦は、やはり同様の連続波状唐草文を珠文縁で圍繞した意匠が瓦当面と顎にみられる。顎の奥行巾は四寸に及び、垂水廃寺例と同様釘孔を必要とする。文様は雄建の風強く、本邦古瓦中の逸品であり、それ自体秀れた芸術作品でもある。(第2図1及第4図参照)

(7)天台寺瓦窯(田川市鎮西町上伊田字法師殺所在) 天台寺址の東南約三町の南向き丘陵斜面を利用してつくられた階段式登り窯である。昭和六年に第一号窯が調査されて平瓦が二枚づつ重ねて積み合わせて立ててある状況がみられ、⁽¹¹⁾焼成途時のままに廃滅したと思われる。この瓦窯は構造の細部まで知るほどに十分記録されていないので、疑点も残されたが、昭和三十五年十一月、更にこの傍に二号窯が発見されて調査するに及んで一号窯記録の不備を補うことが出来た。両窯は同じ構造をとるものと考えられるので、二号窯についてみれば、煙道部は破壊されていたが、八段以上の階段を有し、各段に平瓦が二枚づつ重ねて積み合せて立てられていて、各段平均二十枚であるから全部で百五十枚から二百枚に及ぶ平瓦が一度に焼成されることになる。窯の大きさは巾四尺、推定全長十六尺以上で、焚口は円形平面をとり、全



第4図 天台寺址鍍瓦文様拓影（下は颯の文様）（ $\frac{1}{2}$ 大）

体として友枝瓦窯址の形成に同じく、規模を小さくしたものである。平瓦はすべて正方形格子目叩文があり、天台寺址と同じ鍍瓦を出して、天台寺創建時の供給瓦窯であつたことが知られる。

(8) 大分 麿 寺 (嘉穂郡筑穂町大分所在) 嘉穂郡は往時嘉麻、穂波二郡に分れていたが、遺跡は穂波郡に属する。

嘉穂郡は田川郡と境域を接していて、天台寺との地理的關係をみる上で重要である。遺跡は国鉄筑豊線桂川駅の西方一里、大分部落の東方に当る。現存するのは塔址のみであるが、中心礎をめぐる十六個の花崗岩礎石が完存する。心礎は径二尺七寸、深さ三寸の枘穴があり、壁面から外方に二条の溝が切つてある。各間八尺等間、礎石面には円形柱座の造出しがある。⁽¹²⁾ 推定される塔の規模は高さ十丈余の三重塔である。塔址の西方から礎石の発見されたという伝承があつて、これが金堂址に相当すれば法起寺式伽藍配置の可能性も考えられるであらう。⁽¹²⁾ この遺跡発見古瓦は古くから知られており、⁽¹³⁾ その特色は、前述の垂水麿寺宇瓦、椿市麿寺宇瓦、天台寺鍍瓦と同形式を合わせもつ点である。この点からも豊前北部地域との密接な文化的交渉のあつたことは明らかである。しかも以上の瓦の組合せ關係からして、創建の時期が豊前地方の寺院例よりさかのぼるとは考えられない。

以上が北九州、特に豊前北部を主とする特殊な新羅系古瓦出土地の全部である。地理的にも極めて片寄つた分布を示し、古瓦資料も相互に関連性の多いことが知られる。これらの問題を次項で更に追求してみよう。

註① 石田茂作「塔の中心礎石の研究」(伽藍論攷所収) 昭和二十三年

② 小田「九州に於ける法隆寺系宇瓦の展開」(九州考古学 3

・4号) 昭和三十三年

③ 賀川光夫「虚空蔵寺址発見填仏」(大分県地方史1号) 昭和二十九年

④ 鏡山猛「北九州古瓦の様式について」(夢殿第十九冊「綜合古瓦研究」第二分冊所収) 昭和十四年

⑤ 弘津史文「瓦窯址発見」(考古学雑誌十二ノ三) 大正十一年、「豊前国友枝村瓦窯より発見の古瓦」(同上十四ノ十三) 大正十三年

森貞次郎「我等が郷土の史蹟友枝古代窯に就いて」(築上中

豊前に於ける新羅系古瓦とその意義

学校々友会誌所収) 昭和十年

⑥ 中山平次郎「古瓦雜考(八)」(考古学雜誌七ノ二) 大正五年

関野貞「瓦」(雄山閣「考古学講座」所収) 昭和三年

末岡作太郎「豊前国分寺調査」(福岡県史蹟名勝天然記念物調査報告書第四輯所収) 昭和四年

森貞次郎「豊前国分寺」(国分寺の研究下巻所収) 昭和十三年

⑦ 山本通「天台寺趾調査」(福岡県史蹟名勝天然記念物調査報告書第五輯所収) 昭和五年

⑧ 「続日本後紀」承和四年十二月庚子条

⑨ 「太宰管内志」所引「応永職覽記下巻」

⑩ 「太宰管内志」所引「兩豊記」

⑪ 山本通「天台寺瓦焼窯址の調査」(福岡県史蹟名勝天然記念物調査報告書第七輯所収) 昭和七年

⑫ 児嶋隆人「筑前国大分廃寺創立に關する一考察」(考古学誌10ノ12) 昭和十四年

⑬ 高橋健自「筑前国大分廃寺趾及同所発見古瓦」(考古学雜誌10ノ9) 大正九年

三、新羅系古瓦考

我国上代の瓦当文に朝鮮半島のそれと共通性を認めうる点があることは、これまでも先学によつて屢々論ぜられて來ている。文献に照してみても、半島からの造寺工、造仏工、瓦博士、鑪盤博士等、工人の渡來相繼いでいて、造形美術の上で故地と共通する点があるのは当然の理である。而して大化以前に於けるこれら技工達は「日本書紀」の伝えるところでは百濟からの渡來に限られていて、當時の我国と半島の政治的關係に基づいていられると思われ。畿内でも法興寺、法隆寺、四天王寺、坂田寺等の大寺造営には百濟系瓦が使用されている。而るに新羅の進出によつて百濟は亡び(天智天皇二年)次いで高句麗も滅亡した(同七年)が、この際多くの百濟遺民が我国に亡命したのは書紀の伝えるところである。乃ち天智天皇二年九月には佐平余自信、達率木素貴子、谷那晋首、憶礼福留等の遺臣、國民が來り、同四年二月には百濟の百姓四百人を近江国神前郡に置き、翌五年冬百濟の男女二千余人を東國に、同八年佐平余自信、佐平鬼室集斯等男女七百

余人を近江国蒲生郡に置いた。百済人の帰化はこの後も相繼いで天武・持統朝に至る。

一方、半島は新羅一統時代に入り、やがて我国との国交も正常に復し、持統天皇の頃から新羅人の帰化、安置が代つて行われるようになる。書紀によつて列挙すれば、元年三月投化せる者十四人を下毛野国に置き、四月には筑紫太宰献るところの投化せる僧尼及び百姓男女二十二人を武蔵国に置き、共に田地を与えられた。また三年四月投化せる者を下毛野に置き、翌四年二月には新羅沙門詮吉、級浪北助知等五十人が帰化し、同じく二月投化せる新羅の韓奈末許満等十二人を武蔵国に置き、八月更に投化せるものを下毛野国に置いた。

以上の百済、新羅との密接な政治的、文化的交渉に比べると高句麗とのそれは稍劣る。帰化人について書紀を検すれば、古くは欽明天皇十七年十月、高麗人を倭国高市郡小身狭屯倉に置いた記事があるが、その後このような記載なく、天武朝に至つてあらわれる。乃ち十四年二月大唐人、百済人、高麗人等百四十七人に爵位を賜り、持統元年三月投化せる高麗人五十六人を常陸国に置いた。この後、「続日本紀」によれば靈龜二年五月駿河以東七国の高麗人千七百九十九人を武蔵に移して高麗郡が置かれている。

以上のような半島三国の帰化人が安置された地域には各々三系統の古瓦が分布することはすでに指摘されており、従つてこれら帰化人達が造瓦技術に關係したであらうことも推察される。奈良朝に入ると、主に畿内及びその近傍を根拠とした百済系瓦が衰退するのに反して、東国に根拠をおいた新羅、高句麗系瓦は著しい進出振りを示している。元来、正史にあらわれた帰化人安置の記事は東国に関するものが多く、西日本地区に関する記載は見出されない。これは朝廷の東国經營に基くところが大きいと思われるのであつて、西日本に帰化人の安置がなかつたとは断定できない。石田博士は奈良朝に於ける古瓦の分布と「新撰姓氏録考證」や「和名鈔」にみえる三国關係の地名等を調べるによつて、姓氏録にあらわれた諸蕃百七十七氏について左京、右京、山城、大和、摂津、河内、和泉はその本貫を示すもので、彼等は更に地方え

繁行進出して各地にも本拠を有していたと結論された。⁽¹⁾そこで豊前北部に集中的分布を示す新羅系瓦が如何に新羅の地発見の遺例と共通する点を有しているかを検討し、文献上不備なこの地域の帰化人問題に対する考古学からの究明資料としたい。先ず這系統古瓦の特徴は

- (1) 鐙瓦の文様には蓮花文を用いるものが多く、その花文は花心に更に花文を入れて所謂複合花文をなすものが多い。
- (2) 鐙瓦は中房と蓮弁の間に葺をつくる。
- (3) 字瓦の文様には唐草文が多く、併列花文、覗花文、龍鳳麟瑞禽小鳥天人等の図様を用いる。
- (4) 鐙瓦、字瓦の周縁に沿つて唐草文や珠文の裝飾を施すものが多い。
- (5) 鐙瓦、字瓦の下から見上げられる顎の部分に花文を施すものが多い。

これらの特徴を備えた新羅古瓦は中国初唐文化の影響をうけるところが多く、その一統時代に至つて華麗にして精緻なる趣きを示した。従つて己に指摘されている如く、⁽²⁾瓦が本来屋根に上げられるものである点を考慮に入れずに、一個の美術品として製作されたかと疑わせる程の入念さがうかがわれ、屋上に葺かれた際の効果は削減されるであろう。

右のような新羅古瓦の特徴と対比しながら豊前地方発見の這系統古瓦を検討してみれば、先ず鐙瓦では天台寺と垂水廃寺の場合次表の如く対比出来る。

遺跡	直径	蓮		中	房		周		縁	側面	備考
		弁数	形状		直径	蓮子	珠文	巾			
天台寺	六寸五分	八	複弁、弁間ニ小葉アリ	一寸八分五厘	〇―四―九	二十二	七分五厘	連統波状唐草文	連統波状唐草文	中房外周二葺ヲツクル	
垂水廃寺	五寸五分五厘	八	同	一寸六分	〇―四―七	二十五	五分五厘	渦状文	無文		

乃ち中房大きく、複弁八葉の蓮弁帯が囲繞し、周囲に珠文帯をめぐらし、周縁に花文を配する共通の手法を示す。兩者の異なるところは垂水麿寺例が直径小さく、中房の蓮子二顆を減じ、周縁珠文に於いて三個増加する。更に周縁の唐草文は脱化して渦状文となり、側面にも唐草文帯がない。また中房外周の莖も消滅するなど、様式上からは天台寺例の後出形態と考えられる点が多い。

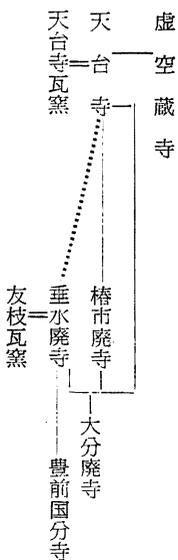
次に宇瓦についてみれば、虚空蔵寺、天台寺、椿市麿寺、垂水麿寺、豊前国分寺の諸例を対比して次表の如くまとめられる。

遺跡	正		面		頸		面	
	長	巾	周縁	主文様	巾	周縁	主文様	
虚空蔵寺	九寸五分一寸		—	連続波状 唐草文	—	—	—	
天台寺	一尺二寸四分二寸三分		珠文	同 右	四寸	珠文	連続波状 唐草文(左行)	
椿市麿寺	?		珠文	変形連続波 状唐草文	?	珠文	連続波状 唐草文(右行)	
垂水麿寺	一尺一寸五分一寸三分		—	扁行唐草文	六寸三分	珠文	連続波状 唐草文(右行) 同花状花文併 列・觀唐草文	
豊前国分寺	九寸七分一寸四分		—	同 右	—	—	—	

の差こそあれ、まったく同一の文様に属する。乃ち、波状の主軸が連続して右から左に流れ、その波形の間に反転する蔓草、小葉、開花を配して手法は雄健、豊麗の風があり、しかも緊張感を失わぬ見事なものである。この文様は前述せる天台寺鎧瓦の周縁及び側面の唐草文と同種のものであり、この点からも天台寺に於ける鎧瓦と宇瓦の組合せは妥当である。また天台寺宇瓦で瓦当正面の上部両端を斜めに切り、珠文帯をこれに合わせて斜めにつくる。また唐草文帯の外に周縁に合わせて界線を設けているのは他に見られない特徴である。垂水麿寺の宇瓦は以上の例と異り、我国白鳳期のものに

似た扁行唐草文である。瓦当面は巾の割に狭長であつて、両端の丸い波状線を主軸にして、頭部の巻いた扁行文二個づつを配する、その手法は流麗で、太宰府地方に多い老司系宇瓦の文様と対比してみても、一見似ているようであるが、これは波長が長く、唐草の趣きも老司系の雄健な風とは異質である。新羅一統期の禽獸文字瓦の顎に施された唐草文との近似が指摘出来よう。垂水廃寺例の顎に施文されたのは所謂宝相華文なる団花状唐草文様を二個併例したもので、四隅に視唐草文を配してある。顎の巾は文様を復原してみると六寸を越え、天台寺例より更に大きい。元来新羅の古瓦が顎に文様をもつと云つても、その巾は狭いもので、かように広い巾を軒先に露呈することは頗る危検である。従つて宇瓦は瓦釘で屋根に固定する方法がとられている。豊前国分寺例は垂水廃寺の瓦当文を受継いだものであり、瓦当面の長さは減じているけれども扁行唐草文の手法は極めて近似している。やはり無縁であり、顎の施設はなく、天平期まで下してもよいと考えられるが、よく古制を伝えたものと云えよう。筑前大分廃寺は天台寺鎧瓦と椿市廃寺宇瓦、垂水廃寺宇瓦の三者共伴した遺跡で、以上の廃寺以前に比定するのは不合理である。大分廃寺は「延喜式」にあらわれる伏見駅に近く、東に綱別駅を経て田河駅に通じ、太宰府と豊前国府を連絡する捷路に沿つている。⁽³⁾この官道を考慮するとき豊前の新羅系古瓦を出す寺院と連絡するのは容易である。筑前にあつて大分廃寺のみが豊前地方と同一の新羅系瓦を出し、豊前に接近した地域にあつたことも首肯されるであらう。

以上の所論を要約して遺跡の相対年代を様式展開の順序に示すれば次のようにならう。



右の諸遺跡に行われた新羅系瓦の年代は虚空蔵寺、天台寺がその上限であり、遺跡及び共伴資料から白鳳期までのぼせることが可能である。その下限は豊前国分寺の創建を以つてあてることが出来る。乃ち天平年中に及ぶと考えられよう。

以上にみた豊前を主体とする新羅系古瓦は白鳳後期から奈良朝前期に盛行したものであり、これは我国に於ける新羅系古瓦の行われた一般の年代観からすれば古期に属する。新羅系瓦当文は(1)鍍瓦周縁に唐草文を配すること、(2)字瓦の下縁面に文様を施すこと、(3)鍍瓦中房の周縁に雄蓋を附することの三点で我国奈良時代の瓦当文に受継がれ、その分布は北は東北から南は九州までの広範囲にわたつて⁽¹⁾いる。しかも畿内よりも周辺地域に見るべきものの多いことは、書紀や統紀に伝える新羅帰化人の安置と無関係でないと思われる。九州地方でも奈良盛期には肥後地方で立願寺⁽⁴⁾、肥後国分寺⁽⁵⁾（熊本市）などにみられ、平安期に下つては稻佐廃寺⁽⁶⁾（玉名郡）に受継がれている。また肥前でも晴氣廃寺⁽⁷⁾（小城市）があり、筑後井上廃寺⁽⁸⁾（三井郡）、筑後国分寺⁽⁹⁾（久留米市）などにも新羅系文様の要素が入つてゐる。特に太宰府地方の都府楼、觀世音寺、筑前国分寺、学業院などにみられる新羅系文様磚は注目をあつめる資料である。しかし、この文様磚の分布は太宰府地方のみに限られて他地域に及んでいない。この現象は従来云われているように北九州と半島との地理的關係のみで説明するのは不十分である。筆者はむしろ当時の律令制に基づく政治的統制のあらわれと解したい。当時の新羅と北九州との交渉を統日本紀にうかがえば、

天平宝字三年九月丁卯、勅^(四)大宰府、頃年新羅帰化、舳艫不^(七五九)絶、規^(八)避賦役之苦、遠弃^(九)墳墓之郷、言念^(十)其意、
豈無^(十一)顧恋、宜^(十二)再三引問、情願^(十三)還者、給^(十四)粮放却、

と記されているように新羅からの渡航者多く、しかもそれは賦役の苦を逃れて来るような社会的身分の人々であつた。彼等のうちには造瓦などにたずさわるような低い身分の者もいたであろう。事実、稍時代は下るが貞観十二年（八七二）、大宰府から差出した新羅人潤清、宣堅等が陸奥に移されたが、そのうち「潤清、長焉、真平等才長^(一)。於^(二)造瓦、預^(三)陸奥国修理府新造^(四)。事^(五)、令^(六)下長^(七)其道二者、相從^(八)。伝習^(九)」せしめてゐる。太宰府に來着した彼等新羅人は「公式令」の規定では

其蕃人帰化者、置^(一)館供給、亦不^(二)得^(三)任來往、

と定められていて、大宰府鴻臚館に安置供給され、任意に上京することは禁じられていた。⁽¹³⁾ 当時の大宰府に於ける觀世音寺その他の大寺、官衙などの造営、修覆に彼等の技術が動員されたことは察するに難くない。而して、文様埴の如き特殊なものが大宰府地方に限られたのも右の如き理由によるものであらうと考える。

元来、新羅一統期の文化は中国初唐文化の輸入に基づくところ多く、我国も唐文化の洗礼を強く要求する趨勢にあつたから、新羅を通じての交渉も拒否するものではなかつた。しかも新羅で発達した護国思想を高揚する新羅仏教の性格は、我国の為政者にも恰好の拠所を与えたのであり、これがまた新羅系古瓦の伝播にもあづかつていると思われる。

- 註① 石田茂作「古瓦より見た日鮮文化の交渉」(伽藍論攷所収) 昭和二十三年
- ② 浜田耕作・梅原末治「新羅古瓦の研究」(京都大学考古学研究报告第十三册) 昭和九年
- ③ 小田「上代に於ける大宰府と豊前」(九州史学十号) 昭和三十三年
- ④ 下林繁夫「熊本県下に於ける古代礎石と古瓦」(熊本県史蹟名勝天然記念物調査報告第三册所収) 大正十五年
- 原田敏明監修「熊本県の歴史」(昭和三十二年)
- ⑤ 註④所掲書及び坂本終堯「肥後国分寺」(国分寺の研究下巻所収) 昭和十三年
- ⑥ 註④所掲「熊本県の歴史」
- ⑦ 七田忠志「肥前晴氣廃寺址と九州地方に於ける古瓦の一樣式に就いて」(考古学八卷四号) 昭和十二年
- ⑧ 柴田泰典・渡辺正氣・小田「福岡県三井郡小郡町の井上廢寺及び古瓦出土地」(日本考古学協会第二十五回總會研究発表要旨) 昭和三十五年
- ⑨ 三友国五郎「筑後国分寺」(国分寺の研究下巻所収) 昭和十三年
- ⑩ 齊藤忠「朝鮮古代文化の研究」二六一頁(昭和十八年)
- ⑪ 三代実録、貞觀十二年二月廿日条
- ⑫ 三代実録、貞觀十二年九月十五日条
- ⑬ 森克巳「日宋貿易の研究」二十八頁、(昭和二十三年)

四、新羅系古瓦出現の歴史的意義

豊前地方の新羅系古瓦が、我国他地域発見の類品に較べて比類ないほど秀れていることは、古く関野貞博士が大分廢寺

の例に接して称讃されたとおりである。⁽¹⁾この秀れた造瓦技術が単に技術の輸入、模倣のみで解釈出来るものとしても、山国川以北の地を主体とする豊前北部地域に集約する分布の片寄りは説明しつくされない。そこに何らかの歴史的な背景があるものと思われる。このような観点から史料を渉猟してみよう。

註① 関野貞「瓦」(雄山閣版「考古学講座」所収) 昭和三年

(1) 豊前国大宝二年戸籍 正倉院文書の中に断簡ながら大宝二年(七〇二)の豊前国戸籍帳がある。⁽²⁾ここにみられる戸口は多く帰化人系氏姓を冠する点で注意される。これを氏姓別に検討すれば、

上三毛郡塔里

秦部	六六
塔勝	四九
強勝	六
調勝	一
梢勝	一
楯勝	一
灘波部	二
海部	一
物部	一
膳大伴部	一

上三毛郡加目久也里

秦部	二六
河辺勝	一六
上層勝	一三
膳大伴部	四
飛鳥戸	四
刑部	二
膳部	一
浴部	一
無姓	七

仲津郡丁里

秦部	二三九
丁勝	五一
狭度勝	四五
川辺勝	三三
古溝勝	一五
大層勝	一〇
高層勝	三
阿射弥勝	一
黒田勝	一
門勝	一
田部勝	一
物部	四
車持部	三
鴨部	三
大神部	二
日奉部	二

豊前に於ける新羅系古瓦とその意義

となつて多くは部名を冠しているが、「秦部」・「……勝」を称するものが圧倒的に多い。これを具体的に示せば上表の

里名	現存全戸口(A)	「秦部」・「……勝」姓戸口(B)	Aに対するBの割合
塔里	一二九人	一二四人	九六・一……%
加目久也里	七四人	五五人	七四・三……%
丁里	四八〇人	四〇〇人	八三・三……%

らかの関係を有していたことを物語つていよう。塔里は山国川の上流、築上郡旧唐原村、旧友枝村などに比定されてい

宗形部	二
灘波部	二
矢作部	一
中臣部	一
膳臣	一
津守	一
苕部	一
建部	一
家部	一
綿織部	一
高桑部	一
生部	一
春日部	一
刑部	一
無姓	四九
不詳	二

如き結果となる。このような現象は戸籍断簡という極めて限られたる史料ではあるけれども、その大部分が「秦部」或は「……勝」なる帰化人に關係ある氏の名を称しておることは、彼等が帰化人と何

て、垂水廃寺、友枝瓦窯が近い。塔里は「和名鈔」の多布郷に繼承されたと思われる。加目久也里は近時「目」は「自」の誤りで「和名鈔」の炊江郷かしえを宛てる説がある。旧山田村及び旧黒土村に梶屋の地名が残っていて、そのいずれかに当ると推察されている。この地域は条里制も施行されていて、早くから計画的村落として成立した地域である。丁里は現在の京都郡内にあたるが、前二者程所在地を明確に出来ない。

ところで本戸籍中最も多い「秦部」は帰化人秦氏の部名を冠するものであるが、元來秦氏は通説によれば秦の始皇帝の後裔で応神天皇十四年に百二十余県の百姓を率いて帰化した弓月君に始まるとされる。これが十分信拠するに足らざることとは己に指摘されているが、彼等が機織の業を以て朝廷に仕えたことは次の記事からうかがえよう。

詔聚秦部賜於秦酒公、公仍領率百八十種勝奉獻庸調絹縑充積朝廷、因賜姓曰禹豆麻佐、(雄略紀十年五年条)

天皇寵愛秦大津父(中略)乃令近侍優寵日新、大致饒富、乃至踐祚拜大藏省(欽明即位前紀条)

召集秦人等諸蕃投化者安置國郡編貫戶籍、秦人戶數惣七千五十三戸、以大藏椽為秦伴造、(欽明紀元年八月条)

右によれば、秦大津父なる者を大藏椽に任じ、更に秦伴造に任じて秦部を管掌せしめた。

以上の記載について津田博士は「国郡」・「編貫戶籍」と書かれているのは大化以後の考案であること。「七千五十三戸」という精密な統計がこの当時ある筈がなく、またこれは人口にみついても三、四万以上に当るから、かように多くの帰化人があつたとは考えられないことなどを指摘された。しかし朝廷の伴造となつた帰化人の家でも、一般の伴造と同じようにその経済的基盤に多くの部民を所有していた。秦部が乃ちそれに当る。これは秦氏と共に帰化人系氏族の双壁をなす漢氏にも妥当するのは次の記事でうかがわれる。

うかがわれる。「和名鈔」にみえる豊前の郷名と照応し、私案を加えれば、

塔 勝 上毛郡多布郷 (||塔里)

調 勝 築城郡檜木郷

上屋勝 下毛郡上身郷 (?)

丁 勝 仲津郡丁里

狭度勝 仲津郡狭度郷

大屋勝 下毛郡大家郷

高屋勝 仲津郡高屋郷

阿射弥勝 仲津郡皆見郷

元来、「和名鈔」は稍後世の成立であり、大宝二年以降、靈龜元年(七一五)から郷制が実施され、また「延喜式」にみえる「諸国部内郡里等名、並用二字必取嘉名」という規定も参考せねばならない。尤も郷制実施の時期については和銅年間(七〇八〜七一四)までのぼせる説があるけれども、大宝二年をさかのぼることはない。このような里郷の交代や名字の異同が右の照合操作に支障となっていることは否めない。また、豊前地方に秦氏に関係する氏の名を有する者が存在したのは、稍時代の下の史料ではあるが次の如き記載が参考される。

○宝龜七年十二月庚戌、豊前国京都郡人正六位上楮田勝愛比(統日本紀)

○延曆四年正月辛亥、以外従五位下秦忌寸長足_二為_一豊前介(同 右)

○延曆十八年八月丙戌、豊前国宇佐郡人酒井勝小常(日本後記)

○天長四年正月丁亥、豊前国下毛郡擬大領疎野勝宮守(類聚国史卷五十四、節婦の項)

豊前に於ける新羅系古瓦とその意義

上述したところから上代の豊前地方には秦氏を総管者とする部民の系譜に連なる集団が村落を形成していたことが知られた。而してその名字に地名と関連性をもつ者が居ることからも、かなり古くからこの地方に根をおろして繁衍したものとと思われる。彼等が大化前代からこの地域を占居するに至つたのは、大化前代に行われたと云われる三十戸一里制の条里制に基づいてこの地域の開發が行われていることも参照されよう。¹⁸⁾

一般に大化後の村落内にあつては階級分化がみられ、異分子を含むようになるのは已にこれまでも注意されて来ている。¹⁹⁾ 豊前の戸籍についても、秦氏の部民関係以外のものが一割乃至二割程度含まれている。彼等もその姓から察すると、すべて他氏族の氏名、或は職業名を冠したものである。そこで郷戸内に於ける人員構成をうかがえば次表のようになる。

戸主名	直系親族	傍系親族	寄口	奴婢	計	総計
(上三毛郡塔里)						
塔勝山	七	一	一九	〇	二〇	二七
塔勝宇志麻呂	九	〇	一三	〇	一三	二二
塔勝岐弥	一三	一	三七	〇	三八	五一
(上三毛郡加目久也里)						
秦部由弥提	六	〇	一〇	〇	一〇	一六
上屋勝尾麻呂	一三	〇	一四	〇	一四	二七
(仲津郡丁里)						
丁勝馬手	五	九	一	〇	一〇	一五

丁勝長兄	一二	四	〇	四	一八	三〇
秦部長日	七	一〇	〇	〇	一〇	一七
秦部乎麻呂	一〇	二	三	〇	五	一五
秦部百江	五	一	二四	〇	二五	三〇
秦部羊	二	三	六	〇	九	一一
古溝勝刀留	一〇	七	一	〇	八	一八
不 明	七	〇	一〇	〇	一〇	一七
秦部弥豆麻呂	六	二	四	〇	六	一二
狭度勝泥麻呂	二	一一	一	〇	一二	一四

右の表によれば、寄口は傍系親族と並んで各郷戸の主なる構成員であり、奴婢は極めて例外的である。また戸主は秦氏の系譜を引くものによつて占められている。豊前の戸籍中、郷戸の構造を知る例が最も多いのは仲津郡丁里の場合である。門脇禎二氏は丁里の検討を行つて、郷戸主と房戸主の家族グループが兄弟関係によつて結合する家父長的世帯共同体が最も多く、甥又は従子関係によるものがこれに次いで多いことを指摘された²⁰⁾。このことは単婚家族化えの方向が顕著になつてはいるが、同時に旧い夫婦別居制に規定されるような世帯共同体もなお生存していることを物語る。しかもこれらの家族に配属している寄口は異姓、同姓の別なく多少とも家族グループを組み、単婚家族の構成をとつている。このようから単婚家族化えの發展的傾向と同時に、反面ではこれを強く制約する旧形態の家族関係が混在するという共同体構造が豊前の場合を特徴づけている。門脇氏はこの原因を狭隘な地域的条件下に制約をうけていると云われ、それが先にもみた如

く、この地方の郷戸主が奴隷の集中的所有をなお実現しえない段階にあることにもつながる。而して、「先進的な地域的首長は、すでに何らかのかたちで倭政権のもとに早く服属しつつあつたから、五世紀末ないし、ことには六世紀前半における帰化人系氏族がつかみうるのは、それら後進的首長でしかありえなかつた」という評価が秦氏とその服属集団の本質を衝くものであろう。かくして帰化人系氏族構造も、その他の伝統的氏族のそれと変りなく、従つて大化前代からの共体的封鎖性が強く作用していたことは否定出来ない。我々はそこに秦氏のもつ個有の文化的性格が地域的な普遍性を示すことなく、その集団の居住地域にのみ展開される場合を予想することができよう。

註② 大日本古文書巻一、及び竹内理三編「寧楽遺文」上巻

③ 吉田東伍「大日本地名辞書」

④ 米倉二郎「東亜の集落」一五三―四頁（昭和三十五年）

⑤ 応神紀十四年二月条「新撰姓氏録」太秦公宿禰（右京諸

蕃）条

⑥ 関晃「帰化人」（昭和三十一年）

⑦ 津田左右吉「日本上代史の研究」二九頁（昭和二十二年）

⑧ 井上通泰「播磨風土記新考」二五二―五頁（昭和六年）

⑨ 太田亮「姓氏家系大辞典」第二巻「村主」及「勝」の項參

照

⑩ 津田氏前掲書一四五頁

⑪ 飯田武卿「日本書紀通釈」（大正十二年）栗田寛「新撰姓氏録考証」（明治三十三年）、津田氏前掲書一四四頁

⑫ 河村秀根「書紀集解」巻中一四六頁（昭和十二年）

⑬ 井上辰雄「大宝二年の豊前国戸籍をめぐる諸問題」（日本史研究二十二号）昭和二十九年

⑭ 門脇禎二「日本古代共同体の研究」一四四―五頁（昭和三十

五年）

⑮ 出雲風土記

⑯ 民部省式

⑰ 曾我部静雄「我が律令時代の里と郷とについて」（史林三十三巻五号）昭和二十五年、同「我が國の郷制実施の時期に

ついて」（日本歴史九六号）昭和三十一年

⑱ 米倉氏前掲書一五四頁及び一六四―九頁

⑲ 藤間生大「日本古代國家」（昭和二十一年）

⑳ 門脇氏前掲書一三五―七頁

㉑ 同 前 一三八―九頁

㉒ 同 前 一四一頁

㉓ 同 前 一四一頁

(2) 豊前国香春神と採銅

新羅系の秀れた技法を伝える古瓦を出した田川那天台寺址の北にそびえる香春岳について

次の如き「豊前風土記」の逸文がある。

豊前風土記曰、田川郡鹿春郷、昔者新羅国神自度到来、住此川原、便即名曰鹿春神、(釈日本紀卷十)

また「延喜式」卷十「神名帳」によれば田川郡所在の神社三座のうちに「辛国息長大姫大目命神社」がある。「太宰管内志」は「加羅久爾於支奈我於保米能美許登」の訓をあて、「御名ノ義、辛国は新羅国より来ませる神なれば負せたるべし」と説いている。乃ち、管内志の説明を待つまでもなく、香春岳に古くから新羅神が奉祀されていたことが知られる。この地域に少くとも奈良時代に蕃神が祀られていた背後には帰化人系氏族の存在が考えられ、秦氏との関係によつて説明されるであろう。かように古く香春岳に祀られた蕃神は、延暦年中最澄が渡唐に際して航海の平穩を祈つてから最澄と香春神の關係が諸書に承継がれて著名になつたようである。⁽²³⁾

承和四年(八三七)、大宰府は香春神の信仰について次の如く言上している。

太宰府言、管豊前国田河郡香春岑神、辛国息長大目命、忍骨命、豊比咩命、惣是三社(中略)毎有^二水旱疾疫之灾^一郡司百姓就^レ之祈禱、必蒙^三感応^一、年登人寿、異^ニ於他郡^一、望預^三官社^一、以表^三崇祠^一許^レ之、(続日本後紀・承和四年十二月庚子条)

香春岳は南から北に一ノ岳、二ノ岳、三ノ岳と称し、香春神社は一ノ岳山麓に鎮座する。特に三ノ岳には古来銅を産出していたのは、「豊前風土記」逸文に「第三峰有^二銅並黃楊龍骨等^一」⁽²⁴⁾とあることからうかがわれる。この東麓には田川郡採銅所村があり、近世まで採鋳が行われていた。すでに銅の存在が知られていた奈良時代前後には採鋳が行われていたであろうと考えられるが、下つて元慶二年(八七八)、大宰府をして豊前国規矩郡の銅を採らしむべき詔が下つた。⁽²⁵⁾これが香春岳の採鋳を指すものであることはすでに論じられている。⁽²³⁾更に仁和元年(八八五)、破銅手一人、掘穴一人を豊前国採銅使の許に送つて豊前国民に其の術を習わしめている。⁽²⁶⁾かように、古代に於ける香春岳の採銅は中央でも注目されてい

た。「延喜式」の規定のうちに、

○凡鑄錢年料銅鉛者、備中国銅八百斤、長門国銅二千五百十六斤十兩二分四銖、鉛千五百十六斤十兩二分四銖、豊前国銅二千五百十六斤十兩二分四銖、鉛千四百斤毎年操送、即以鑄錢司收文進上、下三司令勘會税帳

○凡備中、長門、豊前国操鑄銅鉛二料稻、斤別充三三束九把六分五毛五厘
(以上主税式上)

とみえていて、平安時代に於ける鑄錢の原料は、豊前、長門から産出する銅鉛が我国産額の殆んど全部を占めている。

上代に於ける産業開発に帰化人系氏族の技術が大きな役割を果して来たのは記録にも屢々みえるところであり、秦氏と香春岳の採銅と新羅神の奉祀の三者は一連の事業として理解すべきであろう。さすれば香春神の性格はすでに指摘されている如く、⁽²⁷⁾ 鉱業神の意義が与えられるのである。

註⁽²⁸⁾ 鏡山猛「日唐交通と新羅神の信仰」(史淵十八輯) 昭和十

三年

⁽²⁹⁾ 三代実録・元慶二年三月五日条

⁽³⁰⁾ 三代実録・仁和元年三月十日条

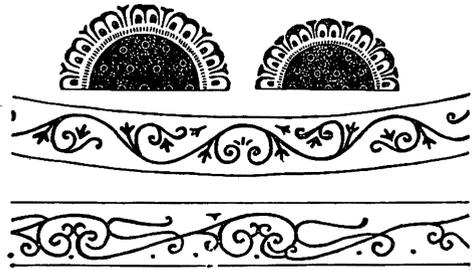
⁽³¹⁾ 太宰管内志「豊前之三」「杉坂山」の項所引「香春神社古

縁起」

⁽³²⁾ 半田康夫「秦氏とその神」(歴史地理八十二卷三号) 昭和十八年

(3) 観世音寺鐘と妙心寺鐘 筑前観世音寺と京都府妙心寺の梵鐘は、形状、全体の釣合、法量等が酷似するところから、両鐘の製作年時の接近していることが屢々論じられており、また撞座につくられた蓮華文様や上、下帯の唐草文様の手法に新羅系古瓦のそれと相似た特徴を示している点⁽²⁸⁾が注目をひいている。これらの類似は両鐘を殆んど同じ時期に、或は同じ工房で製作された兄弟鐘であろうと考えしむるに至つた。

先ず撞座は、中房大きく、中に十九顆の蓮子を入れ、中房の外周に雄蕊を表現し、複弁十二葉がめぐつてゐる。次に上、下帯の唐草文は、撞座の場合程両鐘の極似性はない。勿論全体的には共通する意図が感得されるけれども詳細な観察



第5図 観世音寺梵鐘文様
(上から撞座・上帯・下帯、但し右側撞座は妙心寺例)

を行えば両鐘の差違は小さくない。観世音寺鐘の場合、上帯では一個の忍冬文の正形があり、これを中心飾として左右に連続波状唐草文を派出せしめた均正唐草文の様式をとる。また下帯では、忍冬文の正形から右側にのみ流れる蔓草によって次の忍冬文の正形に接続し、このような単位文様を十四回繰返して鐘身を一周する。妙心寺鐘の場合では、右から左に流れる連続波状唐草文で、その手法は虚空蔵寺址の字瓦に類似した文様である。上帯、下帯共にこの特徴を示しているが、上帯の文様の方が一段と古瓦の文様に接近している。

ところで、この両鐘が新羅系古瓦の文様上の類似と共に注目されるのは、妙心寺鐘の内壁に陽鑄された次の銘文である。

戊戌年四月十三日壬寅収糟屋評造春米連広国鑄鐘

この「戊戌年」が文武天皇二年（六九八）に当ることは同年「四月十三日」し、天平十八年及び二十一年の具注暦を使用して、これは暦の中段の一であり、この日が祭祀、築造に関する吉日であること。四月に於ける収は寅の日に当ることなどを明らかにされた。²⁸⁾

次に「糟屋評造」について狩谷掖斎は筑前国糟屋郡に比定して「評」は「郡」字に代る使用であると説いた。しかし「評」なる行政区劃が存在したかどうかという疑問がある。近年この「郡」と「評」をめぐって諸説が出されているので一瞥しておく。まず井上光貞氏は「評」字のみえる史料を検討して次表の如く整理され、郡系統の語が大宝令によってきまつたとする大宝令始用説を出された。²⁹⁾これに対して田中卓氏は(1)大化前の「郡」字使用は一切認め難いこと、(2)大化

		郡の記法	長宮の記法	次官の記法
大	大	評	督	助
化	化	評	領	督
近	近	評	督	助
江	江	評	督	督
令	令	評	督	督
大	大	郡	領	少
宝	宝	郡	領	領
令	令	郡	領	領

説かれた。³³⁾ 以上の諸説は、はじめ「評」字が「郡」字に先行して用いられ、「郡」と同義に考えている点では異論ない。

而して当時の朝鮮半島で我國の郡相当の行政区劃に注意をむけてみれば、幸いにも半島との関連で「郡」と「評」を説いたものに曾我部静雄博士の論文がある。³⁴⁾ 乃ち「我がコホリの制度は中国から直接に伝来したものと、三韓から来たものと二系統がある（中略）即ち中国系が郡であり、三韓系が評である」と説かれ、半島の例として次の史料をあげられた。

- (1) 其俗呼_レ城曰_二建牟羅_一、其邑在_レ内曰_二啄評_一、在_レ外曰_二邑勒_一、亦中国之言_二郡県_一也、国有_二三六啄評_一・五十二邑勒、
 (梁書卷五四新羅伝)

- (2) 其王好修_二王宮_一、都_二平壤城_一、亦曰_二長安城_一（中略）復有_二内評_一五部褥薩、（北史卷九四高句麗伝）

- (3) 都_二於平壤城_一、亦曰_二長安城_一（中略）復内評_一外評_一五部褥薩、（隋書卷八一高麗伝）

また任那に於いても「評」なる区劃名が用いられたであろうとして次の史料をあげられた。

- 毛野臣聞_二百濟兵来_一迎討_二背評_一。
背評地名亦能備己富里（繼体紀二十四年九月条）

かくて三韓では「評」なる語が中国の郡県と同義に用いられ、我國にも普遍化していたところに、唐制をとり入れた大化改新によつて「郡」なるコホリが制度化されたと結論している。

以上によつて両鐘の文様に新羅系古瓦文様との類似をたどり、銘文にも半島系の用字をみることが出来た。而して、豊

前の新羅系古瓦中、最も古式に編年した虚空蔵寺、天台寺の例は、妙心寺鐘の年号銘によつて、文武天皇二年まで上限年時をのぼせうることとなつた。

最後にこの鑄鐘の場所、それに参加した人々について触れておこう。両鐘が北九州の地で製作されたであろうことは妙心寺鐘の銘文からもうかがわれる。春米氏は仁徳朝頃から摂津国に居住し、六世紀の磐井の叛乱頃から筑前粕屋郡にも住むようになったといわれ、妙心寺鐘はその族長によつて鑄造されたと思われる。また最近の阿曇氏に関する研究では、北九州に新羅仏教を持ち込み、更に畿内に伝えたのもこの氏族の仕事であると云われ、観世音寺鐘が阿曇氏の鑄造によるかどうかはともかくとして、新羅系帰化人の鑄鐘技術を仰いだと考えることは許されよう。観世音寺鐘の口辺底面に「上三毛」の刻銘あることは古く中山平次郎博士によつて指摘され、これは大宝二年豊前国戸籍を参照して上三毛郡を指すものと考えられるが、⁽³⁷⁾ そうすれば、この鑄鐘に豊前の秦氏の一族が参加していることとなる。先にもみた如く、秦氏は豊前の採銅事業にも関係しておるようであるから、更にその原料を使用して鑄鐘する技術を所有していたと考えることもさして困難ではあるまい。更に「日本書記」文武天皇十一年（六八三）四月の条には筑紫太宰丹比真人嶋等が大鐘を買つたという記載がある。文武二年をさかのぼる十五年前である。乃ち白鳳期に少くとも三鐘が北九州で鑄られているのであつて、当時の我国では鑄鐘の業が数少い事柄であつたことを考慮すれば、等閑にされない問題であらう。

註⁽³⁸⁾ 坪井良平「梵鐘」（雄山閣版「考古学講座」所収）昭和三年

⁽³⁹⁾ 田中卓「郡司制の成立」（社会問題研究二ノ四、三ノ一・二）昭和二十八年

⁽⁴⁰⁾ 「古京遺文」（日本古典全集狩谷楳齋集第九）

史学雑誌六三卷五号「一九五三年の回顧と展望」昭和二十年

⁽⁴¹⁾ 山田孝雄「妙心寺鐘名考」（「古京遺文」附録所収）

九年

⁽⁴²⁾ 井上光貞「郡司制度の成立年代について」（古代学一卷二号）昭和二十七年

⁽⁴³⁾ 板橋倫行「竹生島縁起と評郡論争」（日本歴史六三号）昭和二十八年

豊前に於ける新羅系古瓦とその意義

一三六

③④ 曾我部静雄「日本古代の郡と評」(日本歴史六十号)昭和二十八年

③⑥ 中山平次郎「観世音寺の梵鐘」(考古学雜誌七卷五号)大正五年

③⑤ 鶴岡静夫「飛鳥仏教の検討」(南都仏教第八号)昭和三十年

③⑦ 筑紫豊「筑紫観世音寺鐘の陰刻銘『上三毛』について」(大和文化研究二卷五号)昭和二十九年

X

X

X

豊前の新羅系古瓦に端を発して、これら古瓦が出現するに至つた背後に、秦氏に服属する帰化人系集団の存在、銅山の開発、仏教文化への貢献などを記録、遺物の両面から追求した。その結果、豊前に於ける秦氏の活動が大化以前にさかのぼりうる。新羅系仏教と密接な関係を有することなどが推察されるに至つた。特にこの地域に於ける新羅系仏教の初現を古瓦に徴すれば、虚空蔵寺、天台寺の資料をあてるべく、妙心寺鐘の銘文によつて少くとも文武二年(六九八)までのぼせうる。而して遺物の方面からこれを新羅系仏教受容の上限と考えることは基本的に認めてよいであろう。³⁵⁾また白鳳期の仏教を秦氏と新羅仏教との関連で理解することもあながち無理ではない。しかしながら飛鳥期の仏教を百済仏教と規定し、これを白鳳期||新羅仏教という形で対置する場合には考慮を要すると思われる。³⁶⁾本稿の新羅系瓦出土遺跡のところにも触れた如く、素弁八葉鏡瓦を伴出する場合が多い。これは百済末期の様式を受けた古瓦と考えられていて、遺物の面から白鳳期の仏教を規制するならば百済仏教に新羅仏教が加わると考える方がより妥当性があるように思われる。九州に於ける両系古瓦のその後の展開からみれば、使用年代の長さ、分布の広さに於いて百済系古瓦の方がはるかに凌駕している。

豊前に於ける秦氏の文化が最も半島色を濃厚に發揮したのは山国川以北の地域であつた。この地域は古来大和朝廷が九州支配の拠点としたところで、特に秦氏が豊前のこの地域に拠ることとなつた背後には、朝廷の九州経営の意図を受けたものと思われる。彼等が大化以前にこの地域に入つてゐることは先にも述べたが、その契機は磐井の叛乱後に行われた九

州支配の強化、再編成という政治的経過のうちに求めることができよう。乃ち、継体天皇二十二年（五二八）、筑、豊、火の諸国に掩據つて叛乱した筑紫国造磐井が誅せられると、安閑天皇二年（五三五）五月には諸国に屯倉が設置された。九州に置かれた屯倉は次の八箇所である。

筑紫国

穂波^{ほなみ}屯倉（筑前嘉穂郡）

鎌^{かま}屯倉（筑前嘉穂郡）

豊国

膝^{かみ}碓^す屯倉（豊前企救郡門司）

桑^{くわ}原^{はら}屯倉（豊前築上郡）

肝^か等^と屯倉（豊前京都郡苅田）

大^{おお}拔^{ひく}屯倉（豊前企救郡貫）

我^わ鹿^か屯倉（豊前田川郡）

火国

春^{かす}日^が部^く屯倉（肥後国託麻郡）

以上の如く、屯倉の分布はかつて磐井が掩據した地域に設置され、特に豊国の五屯倉は後の豊前、しかも山国川以北の地域に集中している点が注目される。筑紫国の二屯倉も豊前に接した後の嘉穂郡に置かれており、穂波郡には大分廃寺がある。また、官軍に追われた磐井は豊前国「上膳県」に逃れたと伝えられているが、これは上三毛郡に当る。このように豊前、筑前に於ける屯倉の分布と新羅系古瓦のそれが重なっている点は注目されねばならないし、両者は秦氏の活動を媒介にして関連するものと思われる。屯倉の経営に帰化人の活潑な動きがあることはすでに注意されているが、その実際の衝に当たったのは蘇我氏や秦氏であろうと云われる。さすれば豊前に於ける秦氏の移入も屯倉設置の六世紀前半代に求むべく、国家的背景の下に秦氏個々の文化が移植されたと思われる。恐らくこの地域の屯倉経営に際して実際の管掌者の地位

に在つたのであらう。

ところで「日本書紀」に伝える仏教公伝以前に於いて、未だ「伽藍」としての仏教に先行して「草堂」としての仏教が行われた段階を想定する考え方が⁴²⁾ある。特に北九州の地域では半島と接触する機会が多いのでその公算も特に大きいであらう。各地の族長層の間に任意に受容されたことも考えられぬことではない。「伽藍」仏教の行われた初期の段階では未だ地方に於ける仏宇の普及は決して多くないが、この段階にあつて豊前、豊後方面の仏教は古い伝統を示しているかに思われる。用明天皇二年(五八七)、皇弟穴穗部皇子が「豊國法師」なるものを宮中に招いたが、彼はその名称からも察せられる如く、豊國の出自と思われる。また、大宝三年(七〇三)、養老五年(七二一)に「統紀」にあらわれる僧法蓮は医术をよくして、「宇佐君」の姓を賜わつており、これも豊前の出自であつた。⁴³⁾ 彼等の活動は中央とは関係なく在地的な性格が強いことを読みとれる。これは秦氏の性格とも通じていて、秦氏と親近関係をもつ新羅仏教がこの地域に定着しえた歴史的條件ともなる。しかしながら彼等が仏教文化の面でも個性を發揮出来たのは大宰府が設置されて九州総管体制を確立するまでの期間であつた。その時期は豊前国分寺の古瓦資料を下限におさえた如く、律令体制の強化を背景にもつ国分寺創設の事業によつて、大宰府文化が滲透するようになった天平時代に求められる。⁴⁴⁾ この後、新羅系古瓦をもつて代表した豊前北部の個性的な文化は影をひそめ、代つて大宰府系古瓦がこの地にも普及してくるようになった。かくして豊前に於ける秦氏の果した歴史的役割も終了したと云えよう。新羅系古瓦の消長の上に以上のような意義を認めるとき、それは考古学上の素材から歴史学の資料に昇華できるであらう。

註⁴²⁾ 平野邦雄「秦氏の研究(一)」(史学雑誌第七十編三号) 昭

和三十六年

④① 門脇禎二「古代国家と天皇」(昭和三十一年)

④② 門脇禎二「日本古代共同体の研究」一四二頁昭和三十五年

④③ 筑後風土記逸文(釈日本紀卷十三述義九「筑紫国造磐井」

④④ 林屋辰三郎「継体・欽明朝内乱の史的分析」(「古代国家の

条)

解体」所収) 昭和三十二年

④⑤ 小田「宇佐弥勒神宮寺成立の背景」(九州史学六号) 昭和
三十二年

④④ 小田「上代に於ける大宰府と豊前」(九州史学十号) 昭和
三十三年

(あとがき) 本稿は昭和三十一年に書きあげたものであるが、今回手を入れてみると、その後、本稿に関連した論文も発表されていて補筆の必要を感じたので、新しい研究成果を出来るだけ取り入れるように留意したつもりである。本稿に使用した古瓦資料の採訪に際しては、賀川光夫、中尾青樹、吉田良介、原口信行、定村責二、安倍芳一、古賀武夫、花村利彦、青柳頼吉氏等の御好意をうけた。或は資料の呈供に、或は遺跡の測量調査に数々の御援助を賜わった。明記して謝意を表する次第である。また本稿使用の附图作成には、筆者多忙のため、九州大学考古学研究室の竊久嗣郎君をわずらわせた。併せて感謝申上げる。(昭和三十六、四、二十七)

Ancient Tiles of Sillan (新羅) Origin in Bu-zen (豊前) and its Meaning

Fujio ODA

There are some special ancient tiles of Sillan style in Buzen district which is located north-eastern part of Kyushu. Examples were found at six temple ruins and two tile-oven ruins, the popular period of which covered from the end of 7th century to the middle of 8th century.

Moreover (1) many family name of naturalized were found in the family register of Buzen country in the year of Taiho (太宝) the 2nd, (A. D. 702) which remains in Shosō-in. (正倉院) (2) At Mt. Kawaradake (香春岳) of Buzen country, a Sillan god was enshrined, and a copper-mining was engaged. (3) Both the Bell of Kanzeon-ji (觀世音寺) (Fukuoka Prefecture) and the Bell of Myoshin-ji (妙心寺) (Kyoto Prefecture) were built at the same time in the Northern Kyushu, and have much in common. Both have ornaments of Sillan origin and the building of the former was took part by persons of Buzen district, and the latter bore the date of A. D. 698.

From the above three, it comes that these ancient tiles of Sillan origin are the remains of Buddhist culture, brought forth by the Hata (秦) clan who were naturalised and settled there. The period of their immigration there was, it is guessed, the middle of 6th century when the Yamato (大和) government established Miyake (屯倉), (district under her direct control) with the view of strengthening the control of Kyushu.

The distribution of ancient tiles and Miyakes were in accord. It was Hata-clan who was in charge of the management of Miyake and that they had strong interest in Sillan Buddhism was indicated before throughu the study of ancient documents.